



愛媛県報

発行 愛媛県

平成26年5月7日水曜日 第2568号

◇ 目 次 ◇

保安林の指定.....	(森林整備課) ...	361
保安林の指定施業要件を変更する旨の通知 (5 件)	(") ...	361

告 示

○愛媛県告示第584号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成26年5月7日

愛媛県知事 中村時広

- 1 保安林の所在場所
宇和島市津島町山財2677の1、2678
- 2 指定の目的
水源の涵養
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
津島町山財2677の1・2678（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）
イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を愛媛県庁及び宇和島市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○愛媛県告示第585号

次の保安林の指定施業要件を変更する旨の通知を受けたから、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示する。

平成26年5月7日

愛媛県知事 中村時広

- 1 (1) 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所
喜多郡内子町上川1015、1018の1、1018の3、1019から1022まで、1024、1576から1581まで、1581の2、1582、1584から1587まで、1588の1から1588の4まで、1601、1602の1、1602の2、1603の1、1603の2、1604の1から1604の6、1605、1606、1643、1645、1942から1965まで、1971から1974まで、1976から1989まで、1989の2、1989の3、1990から2000まで、2001から2008まで、2021から2029まで、2031、2036、2040から2052まで、2052

- の2、2053から2076まで、2244から2246まで、2248から2252まで、2255から2269まで、2272から2279まで、2307から2319まで、2322から2327まで、2652、2655、2657の1、2658の1、2659から2661まで、寺村67、68、93、95から97まで、102、2799、白杵1182から1185まで、1199、1204、3533、立石2805、2807、2808、2811、2812、3793、3799、4283、4321、4335、吉野川176の6、176の7、177、177の2、178の2、185の2、187の2、190から192まで、大洲市肱川町山鳥坂247の1、247の4、247の5、251の1、251の2、252の1から252の6まで、253の1から253の4まで、254の1から254の4まで、258の1、260の1、肱川町予子林97の1から97の3まで、101の1、101の2、253の1、253の2、254の1、254の2、256の1、256の2、257、260の1、260の2、261、268、295の1から295の3まで、296の1、296の2、614の1、614の2、2893の1、2893の2、2894の1、2894の2、2895、2896、河辺町北平1220、1222、1225の1、1278
- (2) 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- (3) 変更後の指定施業要件
ア 立木の伐採の方法
変更しない。
イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
変更後の立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種は、次のとおりとする。
- 2 (1) 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所
大洲市肱川町和川419、463、478の2、478の3
- (2) 保安林として指定された目的
水源の涵養
- (3) 変更後の指定施業要件
ア 立木の伐採の方法
変更しない。
イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
変更後の立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種は、次のとおりとする。
- 3 (1) 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所
喜多郡内子町本川3684の2、3685、3686の4
- (2) 保安林として指定された目的
土砂の崩壊の防備
- (3) 変更後の指定施業要件
ア 立木の伐採の方法
変更しない。
イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
変更後の立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種は、次のとおりとする。

種は、次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を愛媛県庁並びに大洲市役所及び内子町役場に備え置いて縦覧に供する。)

○愛媛県告示第586号

次の保安林の指定施業要件を変更する旨の通知を受けたから、森林法(昭和26年法律第249号)第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示する。

平成26年 5 月 7 日

愛媛県知事 中 村 時 広

- 1 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所及び保安林として指定された目的
昭和37年 3 月31日農林省告示第454号(一に係るものに限る。)
- 2 変更に係る指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
変更しない。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
変更後の立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種は、次のとおりとする。
(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を愛媛県庁及び内子町役場に備え置いて縦覧に供する。)

○愛媛県告示第587号

次の保安林の指定施業要件を変更する旨の通知を受けたから、森林法(昭和26年法律第249号)第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示する。

平成26年 5 月 7 日

愛媛県知事 中 村 時 広

- 1 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所及び保安林として指定された目的
昭和54年 2 月16日農林水産省告示第224号(一に係るものに限る。)
- 2 変更に係る指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
変更しない。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
変更後の立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種は、次のとおりとする。
(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を愛媛県庁並びに大洲市役所及び内子町役場に備え置いて縦覧に供する。)

○愛媛県告示第588号

次の保安林の指定施業要件を変更する旨の通知を受けたから、森林法(昭和26年法律第249号)第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示する。

平成26年 5 月 7 日

愛媛県知事 中 村 時 広

- 1 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所及び保安林として指定された目的
昭和56年10月17日農林水産省告示第1542号(三に係るものに限る。)

る。)

2 変更に係る指定施業要件

- (1) 立木の伐採の方法
変更しない。
- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
変更後の立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種は、次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を愛媛県庁及び大洲市役所に備え置いて縦覧に供する。)

○愛媛県告示第589号

次の保安林の指定施業要件を変更する旨の通知を受けたから、森林法(昭和26年法律第249号)第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示する。

平成26年 5 月 7 日

愛媛県知事 中 村 時 広

- 1 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所及び保安林として指定された目的
平成元年11月14日農林水産省告示第1505号(一に係るものに限る。)
- 2 変更に係る指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
変更しない。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
変更後の立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種は、次のとおりとする。
(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を愛媛県庁及び大洲市役所に備え置いて縦覧に供する。)